（アジア大洋州局南部アジア部長）外務事務官　滝崎　成樹
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
外務審議官　山﨑　和之
多数国間投資保証機関総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
（大臣官房参事官兼北米局）外務事務官　船越　健裕
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を免ずる
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる
（在インドネシア日本国大使館）公使　小野　啓一
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を命ずる
（在インドネシア日本国大使館）公使　同　小野　啓一
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を免ずる（以上九月二十二日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉
外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（九月二十三日）

内閣府

原子力規制委員会委員長に任命する　更田　豊志
原子力規制委員会委員に任命する　山中　伸介
（以上九月二十二日）

皇室事項

認証官任命式

九月二十二日午後四時三十分、宮中において、原子力規制委員会委員長更田豊志、特命全権大使田内正宏、同丸山紳一、同新美潤、同石井哲也、同石兼公博及び同岡田誠司の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、シンガポール国大統領ハリマ・ヤコブ閣下の大統領就任につき、九月二十五日御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から七月十八日モンゴル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月七日御答信があった。
天皇陛下から七月二十四日アルバニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月十日御答信があった。
天皇陛下から五月十四日フランス国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月十五日御答信があった。
天皇陛下から六月二十三日クロアチア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十八日御答信があった。
天皇陛下から七月二十七日ペルー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月四日御答信があった。

御答電

天皇陛下から五月十五日大韓民国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月九日御答電があった。
天皇陛下から六月二十二日ルクセンブルク国大公殿下へ発せられた御祝電に対し、八月十四日御答電があった。
天皇陛下から七月二十七日タイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、九月一日御答電があった。
天皇陛下から八月八日シンガポール国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月一日御答電があった。

官庁報告

法務

公証人任免

和歌山地方法務局所属公証人原田一男は願により公証人を免ぜられた。
中辻守は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人原田一男の後任を命ぜられた。（以上九月十九日）（法務省）

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年9月27日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年9月4日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東報防災工業株式会社　商橋　勝　愛知県名古屋市中村区香取町二丁目7番地の3　国土交通大臣許可（般―24）第1646号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年7月24日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年9月27日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年9月5日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和興産株式会社　田中　一次　愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字柳原280番地　国土交通大臣許可（般―25）第23736号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年8月21日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年9月27日
近畿地方整備局長　池田　豊人
1　処分をした年月日　平成29年4月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ショウリュウ　松田　進　大阪府大阪市平野区長吉長原4―16―20　国土交通大臣許可（般―28）第19524号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年4月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年9月27日
近畿地方整備局長　池田　豊人